

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行規則及びタクシー業務適正化特別措置法施行規則の一部を改正する省令(案)について

1. 背景

道路交通法の一部を改正する法律(平成16年法律第90号。以下「改正道交法」という。)が平成19年6月2日より施行される予定となっております。

改正道交法では、車両の区分を変更し、現在、普通免許により運転が認められる普通自動車のうち車両総重量5トン以上のもの、最大積載量3トン以上のものを「中型自動車」に編入するとともに、現行の大型自動車のうち車両総重量11トン以上、最大積載量6.5トン以上のものを新「大型自動車」と位置付け、「中型自動車」、新「大型自動車」の運転には、それぞれ、取得に際して現行の普通免許、大型免許よりも高度の技能・知識を要する「中型免許」、新「大型免許」の保有を義務付けることとしております。

改正道交法に伴って改正致しました土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和42年法律第131号。以下「ダンプ規制法」という。)第2条第2項では、「大型自動車」の定義を省令に委任しておりますので、今般、この定義を定めることと致します。

また、これと併せて、国等が行う立入検査に係る身分証の表記事項の充実を図るため、検査員証の様式の改正等を行うことと致します。

2. 改正の概要

- ①ダンプ規制法施行規則に、「大型自動車」の定義を規定致します。定義は、現行と同様の範囲と致します。
- ②ダンプ規制法に基づく立入検査の際の職員の検査員証に、顔写真の貼付及び生年月日を記載する欄を設けます。
- ③タクシー業務適正化特別措置法施行規則に規定するタクシー運転者登録原簿及びその申請書について、「運転免許の種類」欄に新たに「中型免許」の区分を設けます。

3. 今後のスケジュール(予定)

施 行 : 6月2日(検査員証関係は10月1日)